

旭川医科大学公開講座細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和7年4月17日学長裁定)

旭川医科大学公開講座細則の一部を改正する細則

旭川医科大学公開講座細則（令和4年3月30日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略) (庶務) <u>第8条</u> 公開講座の実施に関する庶務は、<u>総務課</u>において処理する。 (略) <u>附 則</u> <u>この細則は、令和7年4月17日から施行し、令和6年8月1日から適用する。</u> 【改正理由】 事務局組織改組に伴い、所要の改正を行うものである。	(略) (庶務) <u>第8条</u> 公開講座の実施に関する庶務は、<u>研究支援課</u>において処理する。 (略)